

ガラス保険 の約款

ガラス保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の**ガラス保険**をご契約いただきありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりましたので、**ガラス保険の約款**とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、**東京海上日動の保険**をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番

1 1 0

「フリーダイヤル」
☎0120-119-110



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番—110番”
（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます）
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。
いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目次

ページ

ガラス保険普通保険約款	1
第1章 補償条項	1
第2章 基本条項	3
特約条項	
保険料に関する規定の変更特約条項	11
水災危険担保特約条項	20
協定保険価額特約条項	20
取付費用不担保特約条項	20
文字入れ費用不担保特約条項	20
免責金額設定特約条項	21
テロ危険不担保特約条項	21
共同保険に関する特約条項	22

ガラス保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた破損（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用（以下「臨時費用」といいます。）に対して、この約款に従い、臨時費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金（損害保険金、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化（保険の対象であるガラスの日常の使用に伴う摩滅、消耗または劣化を含みます。）または性質による変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、ひび割れその他類似の事由
 - ⑤ 保険契約締結の際、既に保険の対象に存在していた亀裂その他のかし
 - ⑥ 保険の対象の取付上のかし。ただし、損害が取付完了後8日以上経過後に生じた場合は、この規定を適用しません。
 - ⑦ 火災（火災によって生じた損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の対象に生じた損害を含みます。）
 - ⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第3条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、保険証券記載のガラスとします。
- (2) (1)に規定するガラスに付属する枠、とって等は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

第4条（保険価額）

- (1) この保険契約においては、損害の生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。
- (2) 次に掲げる費用は、(1)に規定する保険価額に含まれるものとします。
 - ① 保険の対象を取り付けるために要した費用
 - ② 保険の対象に文字および図画を書き入れる、または施すために要した費用

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額以上の場合、当社は、保険価額を限度とし、(1)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$(1) \text{ の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (4) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内（特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。以下同様とします。）ごとに100万円を限度とします。

$$\text{第1条(1)の損害保険金} \times \text{支払割合(20\%)} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (5) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(3)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (6) (4)または(5)の場合において、当社は、(4)または(5)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金と損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金または残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条（保険金の支払額）の規定をおのおの別に適用します。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象について締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金について

は、その他の保険契約等がないものとして（１）の規定に基づいて算出した額を支払います。
（３）（１）の場合において、第１条（保険金を支払う場合）（２）の臨時費用保険金および同条（３）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条（１）の損害保険金の額は、（１）または（２）の規定を適用して算出した額とします。

第２章 基本条項

第８条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後４時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後４時に終わります。
（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第９条（告知義務）

（１）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① （２）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合
- （４）（２）の規定による解除が第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第２０条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した第１条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第１０条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象の設置場所を変更したこと。
- ② 保険の対象の設置施設の用途を変更したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。

- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第13条（保険の対象の調査）

当会社は、いつでも、保険の対象またはその設置施設もしくは敷地内を調査することができます。

第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第34条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合は除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の

規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払わず、または第27条（損害防止義務および損害防止費用）(2)に規定する費用（以下(3)において「損害防止費用」といいます。）を負担しません。この場合において、既に保険金を支払い、または損害防止費用を負担していたときは、当会社は、これらの返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第14条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第24条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)もしくは(6)または第19条(重大事由

による解除) (1) または第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条 (事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容 (既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。) を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた設置施設もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (損害防止義務および損害防止費用)

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条 (保険金を支払う場合) の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者または被保険者が、第1条 (保険金を支払う場合) (1) の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときにおいて、第2条 (保険金を支払わない場合) に掲げる事由に該当しないときおよび第8条 (保険責任の始期および終期)

(3) または第21条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合) (4) の規定が適用されないときは、当社は、保険金額 (保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。) から第1条 (1) の損害保険金の額を差し引いた残額を限度として、これを負担します。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく (1) に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\begin{array}{l} \text{第1条 (保険金を支払う場合)} \\ \text{(1) の事故による損害の額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{損害の発生および拡大を} \\ \text{防止することができた} \end{array} \quad = \quad \begin{array}{l} \text{損害の額} \\ \text{認められる額} \end{array}$$

(4) 第5条 (保険金の支払額) (3)、第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1) および第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額) の規定は、(2) に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第7条 (1) の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約の保険金額の合計額 (それぞれの保険契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。) からそれぞれの保険契約によって支払われるべき損害保険金の合計額を差し引いた残額または第27条 (損害防止義務および損害防止費用) (2) 本文によって当社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。

第28条 (残存物)

当社が第1条 (保険金を支払う場合) (1) の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示しないかぎり、当社に移転しません。

第29条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、第1条 (保険金を支払う場合) の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書

- ③ 保険の対象の盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。）による損害の場合は、所轄の警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ その他当社が第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （3）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（現物による保険給付）

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または取付けをもって損害保険金の支払に代えることができます。

第31条（保険金の支払時期）

- （1）当社は、被保険者が第29条（保険金の請求）（2）の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

第32条（時効）

保険金請求権は、第29条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第34条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第35条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第36条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条(保険金を支払う場合) (1)の損害保険金	損害の額
2	第1条(保険金を支払う場合) (2)の臨時費用保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)
3	第1条(保険金を支払う場合) (3)の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

別表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約条項名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条 (保険料の払込方法等)

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

(3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当社が保険金を支払っていた場合は、当社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

- ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当社が②の確約を承認した場合

(5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求するこ

とができます。

第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかねばなりません。

① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。

② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

<p>① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。</p>	<p>保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。</p>
<p>② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。</p>	<p>第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。</p>

第3条（保険料の払込方法—クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合

② 当社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、次の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当会社の指定するクレジットカードに限り、以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)

- ② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。
- ① 当会社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
- ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4) (3)①の保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (5) 当会社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当会社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法—クレジットカード払方式）（5）の規定に基づき当会社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当会社が定める時以降に請求する保険料（当会社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当会社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当会社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条（1）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条（1）②の通知を受けた場合または同節第1条（1）①もしくは同節第1条（2）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条（4）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条（2）②に規定する期日または同節第5条（1）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。
- （2）（1）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- （1）ガラス保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- （2）普通約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）のいずれかに該当した場合には、当社は、普通約款第18条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

③ 第1条(1)③の規定による解除の場合	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条(1)④の規定による解除の場合	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合	普通約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通約款第9条(告知義務)(3)③の承認をする場合
- ② 普通約款第10条(通知義務)(1)の通知を受けた場合
- ③ 普通約款第17条(保険金額の調整)(2)の通知を受けた場合

(2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1) および (2) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通約款第10条(通知義務)(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条(保険料の払込方法等)(1)に規定するすべての回数)の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。)	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当社が(1)②の通知を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
 - ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
ただし、普通約款第34条(保険金支払後の保険契約)(1)に該当する場合は、保険料は返還しません。
- (6) 普通約款第34条(保険金支払後の保険契約)(4)の規定中「(1)から(3)までの規定」とあるのは、「(2)および(3)ならびに保険料に関する規定の変更特約条項第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(5)ただし書の規定」と読み替えます。
- (7) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通約款第9条(告知義務)(2)
 - ② 普通約款第10条(通知義務)(2)または同条(6)
 - ③ 普通約款第19条(重大事由による解除)(1)または同条(2)
 - ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
 - ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (8) 普通約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- ① 第2節第2条(保険料の払込方法―口座振替方式)
 - ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
 - ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合
- (3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する

月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）
イ. 普通約款第20条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）
ウ. 第2条（追加保険料の払込み等—口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）
エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができますものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（追加保険料の払込み等—クレジットカード払方式の場合の特則）

- (1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。
 - ① 第2節第3条（保険料の払込方法—クレジットカード払方式）
 - ② 第1条（3）
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。
 - ① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3) (2) ①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができますものとします。
 - ① 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。
 - ① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

- ② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1) の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4) ②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) ②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1) から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4) ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通約款第9条（告知義務）(3) ③に規定する訂正の申出が行われた日時
 - ② 普通約款第10条（通知義務）(1) または第1条（2）に規定する通知が行われた日時
 - ③ 事故の発生の日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。
- ① 第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）
 - ② 第22条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)
 - ③ 第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）(2)
 - ④ 第25条（保険料の返還—解除の場合）
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	<p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）</p> <p>(2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	<p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表2の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1)</p> <p>(2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1)</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>
	一時払以外	<p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1)</p> <p>(2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1)</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	<p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表2の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1)</p> <p>(2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1)</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

水災危険担保特約条項

第1条（免責条項の適用除外）

ガラス保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）（1）⑧の規定は、適用しません。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

協定保険価額特約条項

第1条（保険価額）

- （1）ガラス保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険価額）の規定にかかわらず、この保険契約の保険価額は、保険契約者と当社が約定した保険証券記載の保険価額とします。
- （2）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険価額が、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を著しく超える場合は、損害の生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。

第2条（保険金額の調整）

普通約款の規定を次表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読替え後の規定
第19条（保険金額の調整）（1）	（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第3条（普通約款との関係）

- （1）普通約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（1）の規定は、この保険契約においては適用しません。
- （2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

取付費用不担保特約条項

第1条（保険価額）

ガラス保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険価額）（2）①の規定にかかわらず、保険の対象を取付けるために要した費用は、保険価額に含まれないものとします。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

文字入れ費用不担保特約条項

第1条（保険価額）

ガラス保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険価額）（2）②の規定にかかわらず、保険の対象に文字および図画を書き入れる、または施すために要した費用は、保険価額に含まれないものとします。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

免責金額設定特約条項

第1条（保険金等の支払額）

当社が支払うべきガラス保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の保険金または普通約款第27条（損害防止義務および損害防止費用）（2）の負担金（以下「保険金等」といいます。）の額は、1回の事故につき、保険金額設定単位ごとに、普通約款第5条（保険金の支払額）の規定ならびに同第27条（2）および（3）の規定によって算出した額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等（この保険契約における保険の対象について締結された普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに普通約款別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、第1条（保険金等の支払額）に規定する免責金額がないものとして普通約款第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定を適用して算出した保険金等の額の合計額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を保険金等の額として支払います。

（2）（1）の場合において、他の保険契約等にこの保険契約よりも低い免責金額を定めたものがあるときは、「保険証券記載の免責金額」を「他の保険契約等において定めた免責金額のうち最も低い金額」として、（1）の規定を適用します。ただし、いかなる場合においてもこの保険契約によって支払うべき保険金等の額は支払責任額を限度とします。

第3条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

テロ危険不担保特約条項

（1）当社は、普通保険約款および他の特約条項の規定にかかわらず、この特約条項に従い、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。なお、この特約条項において損害とは、損失、費用または傷害を含みます。

① テロ行為

② テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

（2）（1）のテロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（ゲータ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

D14-41060 (8) 改定201311

0901-ER07-09070-201311